

概要版

第二期

和歌山市子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)



みんなで子育て
子どもが健やかに
きらきらと育つまち

和歌山市



令和2年3月
和歌山市



計画の概要



計画策定の背景と趣旨

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「和歌山市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）を策定し、幼児教育・保育及び地域の子育て支援を充実する施策を総合的に進めてきました。

この間、人口減少や長時間労働、子供の貧困などの社会課題の解決に向けた様々な対策が講じられ、誰もが安心して出産・子育てができる社会を構築することが一層求められています。また、市民の暮らし方や働き方に対する意識や、地域や家庭のあり方も変わってきています。

そうした点を踏まえ、これまでの取組を継承しつつ、さらに子供の健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支える環境の充実を目指し、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



計画の基本理念

**みんなで子育て
子どもが健やかにきらきらと育つまち
和歌山市**

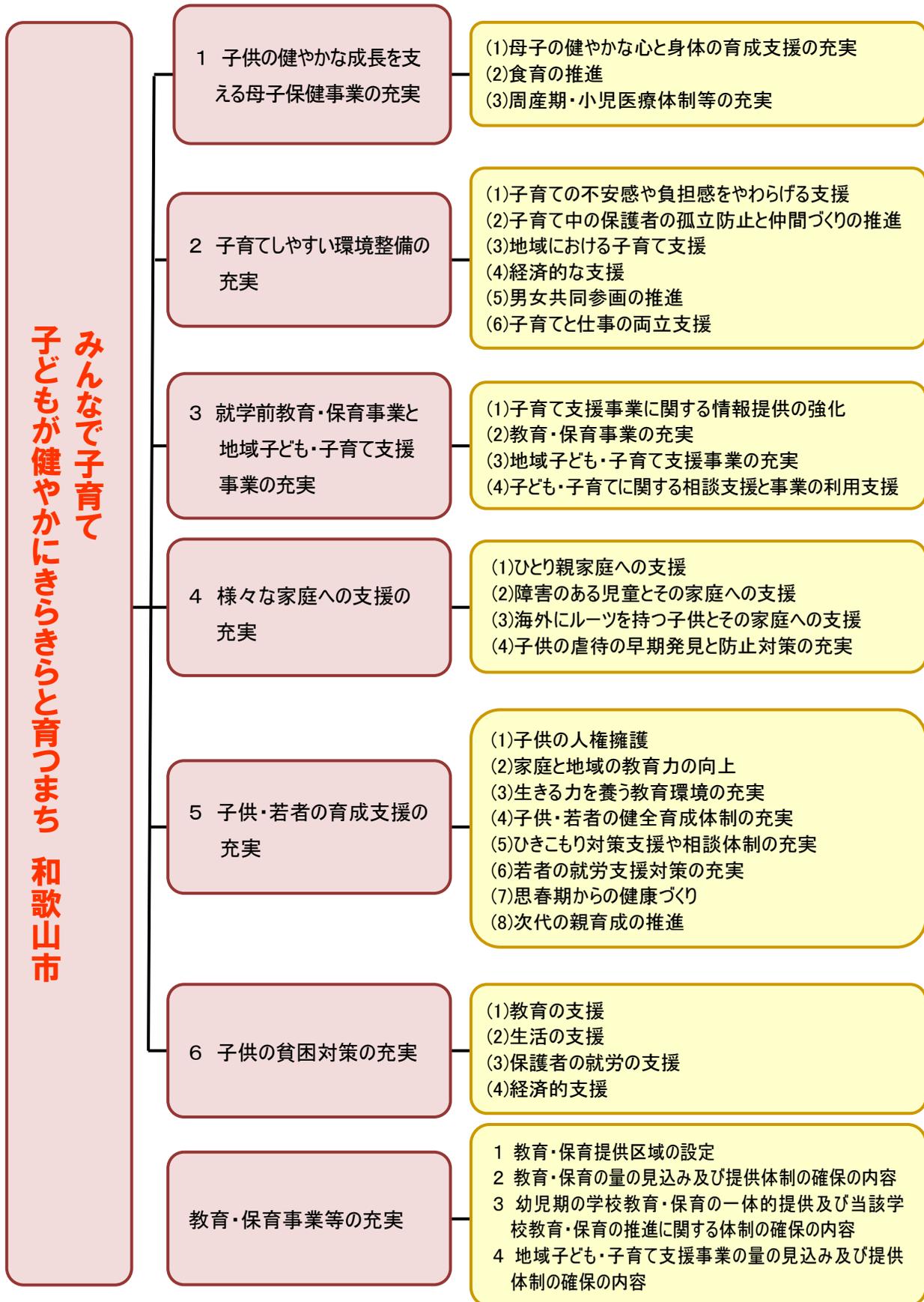
共働き家庭の増加や結婚・出産後も働き続ける女性の増加などに伴い、需要が増加している保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援することが求められています。また、地域のつながりの希薄化や核家族の増加などによる子育て家庭の孤立化が課題になる中、子育ての不安感や負担感の解消に向けて、行政と家庭・地域・学校・企業などが連携・協働しながら、社会全体で教育・子育てを進めていく必要があります。

本計画では、これまでの計画を引き継ぎ、今後も子供が健やかに育つまちづくりを目指します。





計画の施策体系





計画の基本的な方向と施策の展開

基本目標と基本施策

1 子供の健やかな成長を支える母子保健事業の充実

子供の健やかな成長を支えるため、妊娠期から乳幼児期、思春期などのライフステージに応じた健康づくりや食育などを通じて、切れ目のない支援に努めます。

また、健康づくりに加えて、安心して地域で生活することができるよう、周産期・小児医療体制等の充実に引き続き取り組みます。

- (1) 母子の健やかな心と身体の育成支援の充実
- (2) 食育の推進
- (3) 周産期・小児医療体制等の充実

2 子育てしやすい環境整備の充実

子育ての不安感・負担感の軽減・解消に向けて、市民との協働により子育て支援の充実を図るとともに、継続的に経済的な支援を行います。

子育てと仕事の両立に向けて、男女平等意識の啓発や、男性の育児に対する意識を高め、父親の子育てへの参加を促進し、家庭での子育て力を高めます。

また、企業・事業者と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発や男性の育児休暇取得を推進し、企業・事業者を巻き込んだ子育て支援に努めます。

- (1) 子育ての不安感や負担感をやわらげる支援
- (2) 子育て中の保護者の孤立防止と仲間づくりの推進
- (3) 地域における子育て支援
- (4) 経済的な支援
- (5) 男女共同参画の推進
- (6) 子育てと仕事の両立支援

3 就学前教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の充実

子育て中の保護者のニーズに対応できるよう、教育・保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

また、必要な人が必要な事業を活用できるよう、子育て支援事業に関する情報提供の強化をはじめ、相談支援や利用者支援の充実を図ります。

- (1) 子育て支援事業に関する情報提供の強化
- (2) 教育・保育事業の充実
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (4) 子ども・子育てに関する相談支援と事業の利用支援

4

様々な家庭への支援の充実

ひとり親家庭への経済支援をはじめ、家事や保育の援助を行い日常生活への支援を引き続き行います。

障害のある子供やその家庭に対して、経済的な支援や障害児支援サービスの充実により、生活面や子供の成長に対する支援に努めます。

子供の人権を守り、健やかな成長を育むため、海外にルーツを持つ子供とその家庭をはじめ、養育支援が必要な家庭への支援に取り組みます。

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 障害のある児童とその家庭への支援
- (3) 海外にルーツを持つ子供とその家庭への支援
- (4) 子供の虐待の早期発見と防止対策の充実

5

子供・若者の育成支援の充実

子供の育ちを地域全体で支えていくため、子供の人権擁護や子育てに関する意識啓発を引き続き行います。

子供の生きる力を養うため、家庭・地域における教育力の向上をはじめ、幼稚園や学校における教育環境を充実させるとともに、特別支援教育の充実を図ります。

いじめや不登校、若者の自立と貧困対策等に対し、相談や支援の充実と自立に向けた仕組みや体制づくりに努めます。

- (1) 子供の人権擁護
- (2) 家庭と地域の教育力の向上
- (3) 生きる力を養う教育環境の充実
- (4) 子供・若者の健全育成体制の充実
- (5) ひきこもり対策支援や相談体制の充実
- (6) 若者の就労支援対策の充実
- (7) 思春期からの健康づくり
- (8) 次代の親育成の推進

6

子供の貧困対策の充実

子供の貧困対策に向けて、教育をはじめ、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援により、子供だけでなく、保護者や家庭への包括的な支援に取り組みます。

これらの包括的な支援が可能となるよう、保健・医療・福祉・教育などの各分野の関係各課や関係機関が連携し、子供の貧困対策に取り組む支援体制の整備に努めます。

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 保護者の就労の支援
- (4) 経済的支援





教育・保育事業等の量の見込みと提供体制

認定の区分

3つの区分認定に応じて幼稚園や保育所などの施設等の利用先を決定。

利用希望の場合に認定を受けます。

認定区分、利用施設

- | | | | |
|------|----------------------|---|-----------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上、教育を希望 | → | 幼稚園、認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上、保育の必要性認定、保育を希望 | → | 保育所、認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満、保育の必要性認定、保育を希望 | → | 保育所、認定こども園
地域型保育事業 |

教育・保育事業の量の見込み



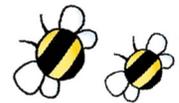
単位：人

認定区分	見込み量				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1号認定 (3歳～5歳、教育希望)	3,731	3,619	3,439	3,352	3,238
2号認定 (3歳～5歳、保育必要、保育希望)	4,458	4,403	4,236	4,189	4,107
3号認定 (0歳、保育必要、保育希望)	300	310	319	329	336
3号認定 (1～2歳、保育必要、保育希望)	2,139	2,112	2,129	2,122	2,118

確保の方針

- 1号認定については、利用者数の減少を見込んでおり、現在の定員数で今後、5年間の見込み量をまかなうことができるとし、現在の確保量を維持します。
- 2号認定の見込み量の高い地域については幼保連携型認定こども園の整備等や既存施設への働きかけにより待機児童の解消と見込み量の確保に努めます。
- 幼保連携型認定こども園の整備や企業主導型保育施設等による3号定員の確保により、待機児童の解消と見込み量の確保に努めます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み



事業名		単位	見込み量				
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1.時間外保育事業		人	3,277	3,243	3,176	3,155	3,117
2.放課後児童健全育成事業	低学年	人	3,322	3,477	3,641	3,571	3,516
	高学年		815	849	841	850	853
3.子育て短期支援事業		人日	486	476	462	453	443
4.地域子育て支援拠点事業		人回/月	8,962	8,830	8,771	8,662	8,557
5.一時預かり事業	幼稚園での預かり保育(3~5歳) 1号	人日	55,668	54,808	52,852	52,267	51,215
	幼稚園以外での一時預かり(0~5歳)		26,925	26,150	25,247	24,581	23,876
6.病児・病後児保育事業		人日	1,218	1,254	1,278	1,318	1,353
7.ファミリー・サポート・センター事業(就学児)	1~3年生	人日	1,183	1,162	1,155	1,128	1,107
	4~6年生		605	598	599	598	587
8.利用者支援事業	基本型	か所	2	2	2	2	2
	母子保健型		4	4	4	4	4
9.乳児家庭全戸訪問事業		人	1,911	1,919	1,925	1,887	1,855
10.養育支援訪問事業		人	1,409	1,379	1,339	1,314	1,285
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		要保護児童対策地域協議会の機能強化に努めます。					
11.妊婦健康診査事業		人回	30,899	30,313	29,740	29,129	28,666
12.実費徴収に係る補足給付を行う事業		新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯や多子世帯について、副食費の助成を実施します。					
13.多様な主体の参入促進事業		学校法人以外が設置する幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園に対し、支援が必要な子どもの教育・保育を担当する者を加配する場合に必要な人件費を助成します。					

幼児期の学校教育・保育の一体的提供と質の確保

- 保護者や事業者の意向を踏まえつつ、地域の実情やこれまでの教育・保育環境など総合的に検討しながら、認定こども園の設置に向け調整していきます。
- 「和歌山市公立幼保連携型認定こども園 幼児教育・保育カリキュラム」を活用し、各園の特色や地域性を踏まえた指導計画等に基づき、良質な教育・保育を提供します。
- 幼児教育アドバイザーの活用等により、幼稚園教諭・保育士等の資質向上を図ります。
- 保育士の確保・掘り起こし、さらには研修を通じて、保育の質の確保に努めます。また、幼稚園教諭と保育士、保育教諭の合同研修や人事交流を通じて、資質・専門性の向上に努めます。
- 情報提供や園庭開放、保育室の開放など、未就園児親子の交流などを引き続き行い、地域の子育て支援拠点としての機能強化に努めます。



計画の推進に向けて

市民や地域、関係団体等との協働



ホームページや広報などの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

また、市民や関係団体等で構成される「和歌山市子ども・子育て会議」を通じて、計画の進捗状況や施策・事業の評価をはじめ、課題整理などを行います。

庁内の推進体制



子ども・子育て支援に関する施策は、子育て支援課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

計画の進行管理



本計画については、PDCA サイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえて進行管理に努めます。



和歌山市 子ども・子育て支援事業計画
【概要版】

発行年月：令和2年3月

編集・発行：和歌山市福祉局 こども未来部 子育て支援課

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

TEL：073-435-1329 FAX：073-435-1341

